

1. 5 避難誘導（様式4）

様式4では、避難場所、避難方法、避難経路及び移動手段を記載してください。

（1）避難行動に備えて事前に備えておくべき事項

1）避難行動の検討に関する留意事項

水害や土砂災害等の発生のおそれがある場合に、迅速かつ適切に避難行動を行うためには、次の3つの項目について、あらかじめ決めておくことが重要です。

- 避難場所（安全な場所はどこか）
- 避難基準（いつ、どのような情報をもとに、避難を開始するのか）
- 避難方法（どのような方法で避難するのか）

なお、土砂災害は突発的に発生することもあり、また大きな破壊力を有するため、人命に大きく影響する災害です。そのため、施設から出て土砂災害警戒区域外へ立ち退き避難をおこなうことが原則ですが、施設の構造、立地、利用者の要介護度や病状等を踏まえて、避難行動を検討することが重要です。

2）避難場所の設定

要配慮者利用施設における避難場所の設定は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域外における系列施設及び同種類似施設、市町村が指定する指定緊急避難場所の順に優先的に検討します。なお、当日の状況に応じて避難場所を選択できるように、あらかじめ複数の避難場所を検討しておくことが重要です。

※なお、当該地域の避難場所の一覧等を市町村があらかじめ様式4に添付して、施設管理者に配布することも有効です。

○避難場所の考え方

対象となる災害に応じて、適切な避難場所を選びます。浸水想定区域・土砂災害警戒区域等外に位置する系列施設等への立ち退き避難（水平避難）、最寄りの指定緊急避難場所及び指定避難所への立ち退き避難（水平避難）、施設の上階等への屋内安全確保（垂直避難）を検討し設定します。

なお、避難場所の候補施設は、状況に応じて避難場所を選択できるように、複数の避難場所を検討しておく必要があります。

○洪水・内水・高潮・津波の場合

立ち退き避難（水平避難）は、水位の上昇時間、浸水の到達時間、避難を完了するまでに要する時間等を考慮して設定します。例えば、洪水予報等や避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断時期にして、当該要配慮者利用施設から避難可能である施設を設定します。台風・大雨時の立ち退き避難（水平避難）は、強風による飛来物及び道路・アンダーパス等の冠水、側溝やマンホールへの落下等の危険に留意する必要があります。

屋内安全確保（垂直避難）は、浸水の到達時間、避難を完了するまでに要する時間、さらに、想定される浸水の深さ（想定浸水深）を考慮して避難する階を設定します。

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合には、緊急的に、近隣の安全な場所に避難することが考えられます。

○土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）の場合

立ち退き避難（水平避難）は、土砂災害の発生が予想される時期（時間帯）、避難を完了するまでに要する時間等を考慮して設定します。例えば、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報の発表、避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断時期にして、当該要配慮者利用施設から避難可能である施設を設定します。

なお、土砂災害の特徴として、局所的かつ突発的に被害が発生することが挙げられます。土砂災害が「いつ」「どこで」発生するかを正確に予測することが難しく、河川の水位のように、見た目に分かりやすい避難を判断する指標がありません。

また、土砂災害は、家屋等の建物の破壊及び人的被害が発生するなど甚大な被害を引き起こすことも多く、更には地形そのものが変化することも特徴として挙げられます。

このような特徴を踏まえ、土砂災害の場合は、施設外の指定避難場所及び福祉避難所等への立ち退き避難（水平避難）を基本とします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、近隣の安全な場所への避難や、最低限のリスク回避として、施設内での屋内安全確保（垂直避難）となることもあります。施設ごとの特性に合わせた避難場所を判断する必要があります。

3）避難基準の設定

統括管理者（又は管理権限者）が的確に避難開始の判断を行うためには、あらかじめ気象状況や行政からの避難情報等を参考にして、具体的な避難基準をあらかじめ定めておくことが最も重要です。

洪水等の水害の場合は、河川の水位観測所の水位情報から、段階的に水位が上昇していく状況を確認すること、洪水が発生する時間帯を予測することができます。

＜避難基準の例（洪水の場合）＞

- 市町村からの避難準備・高齢者等避難開始の発令された場合
- 気象庁から洪水警報が発表された場合
- 国土交通省が管理する区間又は都道府県が管理する河川（区間）において、河川の水位が避難判断水位に到達し、氾濫警戒情報が発表された場合

一方、土砂災害の場合は、見た目にわかりやすい避難を判断する指標がなく、土砂災害が発生する場所や時間帯を正確に予測することが困難のため、可能な限り早めに避難することが望まれます。

＜避難基準の例（土砂災害の場合）＞

- 市町村から「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合
- 地方気象台と都道府県砂防部局の合同で「土砂災害警戒情報」が発表された場合
- 気象庁から「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）」で「土砂災害発生の危険が非常に高い地域」と判定された場合
- 都道府県砂防部局から「土砂災害警戒情報を補足する情報」によって「土砂災害発生の危険が非常に高い地域」と判定された場合
- 気象庁から「記録的短時間大雨情報」が発表された場合
- 気象庁から「大雨警報（土砂災害）」が発表された場合
- 近隣で土砂災害が発生した場合
- 土砂災害の前兆現象が確認された場合 等

4）避難方法（移動手段）の設定

利用者の状態と避難場所までの距離や経路の状況等に応じて、対応可能な避難方法を決めておく必要があります。

自力で避難することが困難な利用者等を避難場所に搬送する手段として、搬送用車両を準備しておくことが必要です。

施設の車両だけでは不十分な場合は、地域の自主防災組織やバス・タクシーを保有する事業者と緊急時の搬送協定や覚書を締結しておくことも有効です。

利用者が避難場所へ移動するために要する時間を避難手段ごとに事前に把握しておくことで、避難のタイミングを判断する材料になります。

自力で避難が可能な人と避難補助が必要な人を事前にグループ分けし、非常時にそれが一目で分かるように腕章やビブス等を準備しておくことが効果的です。なお、移動手段は、事前に利用者の割り振りを行い、利用者に伝えることが有効です。

5) 避難経路の設定

施設外に避難する際に危険な場所（がけの下や浸水のおそれのある場所等）を通らないように、ハザードマップを参考にして避難場所まで安全に移動できる避難経路を事前に決めておくことが重要です。

- 避難確保計画では「別紙1」施設周辺の避難地図を作成し、避難場所と避難経路を記入します。この地図は計画に添付するとともに、施設内に掲出しておくこと、施設職員に配布することが有効です。
- 大雨時危険となるがけの下や浸水のおそれのある場所など、移動が困難になる箇所等注意すべき箇所を明示することが有効です。

洪水ハザードマップ、津波ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップ等には、避難経路となる道路の他、浸水常襲箇所や土砂災害の危険箇所等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定します。また、浸水しやすいアンダーパスとなっている道路を避けることも考えられます。

河川や海からの氾濫水が到達していなくても内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定することが望ましいといえます。

6) 施設周辺や避難経路の点検

水害や土砂災害に備えて、定期的に施設周辺の排水状況や避難経路の状態を点検することが重要です。

- 避難路を塞ぐ可能性がある施設敷内の樹木や支障物等がないか点検し、樹木は適宜剪定しておきましょう。
- 土砂災害の場合は、施設周辺のがけ等に土砂災害の兆候がないか平常時に点検し、前兆現象が見られた場合はすぐに市町村、都道府県の砂防担当部局に報告しましょう。

7) 地域の企業等と連携した避難

要配慮者利用施設の利用者の避難で、マンパワー不足、避難に適した車両等の資機材の不足する場合があります。要配慮者利用施設単独での避難が困難な場合は、地域の企業等と避難支援や福祉車両の提供等について連携することも選択肢の一つになります。

なお、連携にあたっては内容等を協定することも有効です。

【事例】災害時等における福祉車両の提供に関する協定例

白石市（宮城県）は、「災害時等における福祉車両等の提供に関する協定」を自動車（福祉車両）販売整備会社と締結しています。この協定は、災害時などに市が窓口となり、介護施設などの要請を受け、同社が避難用に無償で福祉車両を貸し出すというものです。



【要配慮者利用施設と企業等の連携協定例（甲：要配慮者利用施設、乙：企業）】

目的	第1条	この協定は、災害時等において、社会福祉施設及び介護保険施設等で自力で避難することが困難な方の避難場所への移動の際、■■が不足した場合等において、乙が所有する■■の提供に関し、必要な事項を定めることにより、災害応急対策活動を円滑に実施することを目的とする。
協力内容	第2条	乙は、〇〇市町村内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲から福祉車両等提供の協力の要請があったときには、次の内容により協力するものとする。 （1）■■の提供 （2）その他甲が協力を要請する事項
協力要請	第3条	甲は、災害時等において、■■提供の必要があると判断した時は、乙に対して■■提供要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。
協力の実施	第4条	乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。
車両の提供方法	第5条	甲の要請により乙が甲に提供する■■の引き渡し場所は、甲が状況により指定するものとし、引き渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

(2) 避難場所の検討

1) 系列施設、同種類似施設について

要配慮者利用施設の利用者の特性を踏まえて、系列施設及び同種類似施設を避難場所として検討します。

系列施設や同種類似施設への避難は、避難を開始してから浸水想定区域外の系列施設や同種類似施設に到達できる時間がある場合に設定することができます。

洪水、内水、高潮、津波（到達時間が長い場合に限る）による氾濫水等の到達までに避難が完了していることが条件になります。

【事例1】社会福祉法人蓬莱会 こどもデイサービスたいよう・たんぽぽ（山口県防府市）

社会福祉法人蓬莱会 こどもデイサービスたいよう・たんぽぽ（山口県防府市）は、洪水浸水想定区域内（想定浸水深 0.5～3.0m）に位置する平屋建ての施設で、各施設 10 名の児童が利用しています。

同施設は避難確保計画において、洪水時の避難場所を社会福祉法人蓬莱会本部（ゆうあい）としています。

所在地：山口県防府市

種別：社会福祉施設（放課後デイ）

利用者：たいよう＝小学生・障害児

たんぽぽ＝小中校・肢体不自由児

利用者数（定員）：各10名

蓬莱会では、本部で「防災対応マニュアル」を作成し、各施設において、不審者侵入、火災、行方不明、津波、土砂災害、洪水の事象が起きた場合の対応を示している。

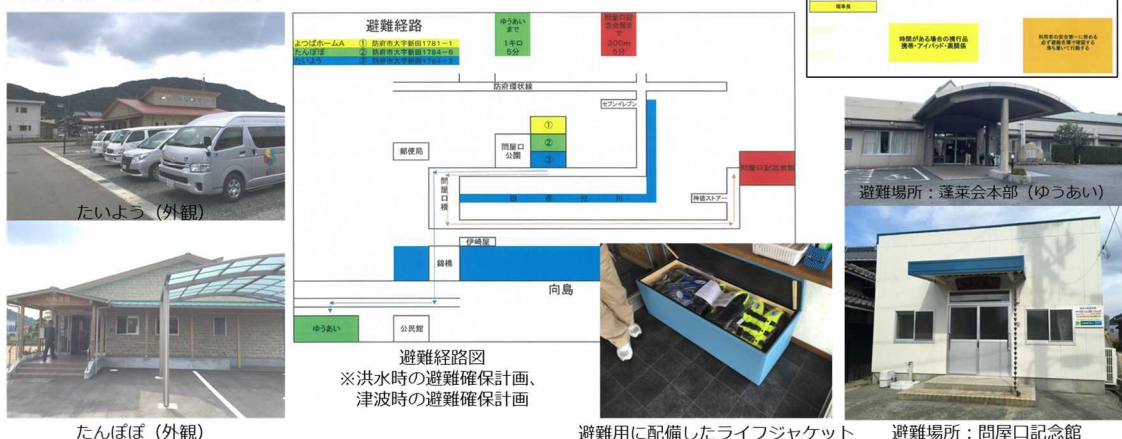


図 10 こどもデイサービスたいよう・たんぽぽの避難体制

【事例2】グループホーム メディフル藤田（岡山県岡山市）

グループホーム メディフル藤田（岡山県岡山市）は、洪水浸水想定区域内（想定浸水深 1.0～2.0m）に位置する平屋建ての施設で 3 ユニット 27 名の高齢者が利用しています。

同施設は非常災害計画において、洪水時の避難場所を運営母体の医療法人よつば会 ながい内科クリニックとしています。平成 30 年 7 月豪雨の際には、非常災害計画に従って利用者 27 名全員と施設職員が立ち退き避難（水平避難）しました。



・雨が降り続くことが予想されたため、7月6日の朝にクリニックへ避難を開始。**配車表を活用**するなど迅速な避難誘導を行ったことで、7月6日の昼までに利用者27名全員の避難が完了した。（大雨特別警報発表は7月6日の夜）

図 11 グループホーム メディフル藤田の避難体制

2) 指定緊急避難場所について

系列施設及び同種類似施設を避難場所に設定することが難しい場合は、市町村が指定する指定緊急避難場所を避難場所として検討します。

指定緊急避難場所は、市町村地域防災計画や市町村の WEB サイトから、避難場所の位置と対象とする災害を確認することができます。

指定緊急避難場所は、災害対策基本法で定める異常な現象の種類ごとに指定避難場所を定めることとされています。

避難確保計画の対象となる水害（洪水、内水、高潮、津波）及び土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の種類に応じて指定緊急避難場所を選ぶ必要があります。

政令（災害対策基本法施行令第 20 条の 4）で定める異常な現象の種類

- | |
|---------------------------------|
| 一 洪水 |
| 二 崖崩れ、土石流及び地滑り |
| 三 高潮 |
| 四 地震 |
| 五 津波 |
| 六 大規模な火事 |
| 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める異常な現象の種類 |

内閣府令で定める異常な現象：一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象

【参考4】国土交通省国土地理院「指定緊急避難場所データ」の活用

「指定緊急避難場所データ」では、洪水、高潮、津波及び土砂災害に対応した指定緊急避難場所を知ることができます。

「指定緊急避難場所データ」を確認することで、施設の最寄りの指定緊急避難場所を探することができます。



<http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html>

図 12 国土地理院の「指定緊急避難場所データ」の活用

3) 屋内安全確保（垂直避難）について

避難の原則は立ち退き避難（水平避難）ですが、災害の前兆現象の発見等が遅れた際は、自施設の立地の安全性が確認できる場合に屋内安全確保（垂直避難）についても設定しておく必要があります。

ただし、想定される浸水深が大きい区域等では、屋内安全確保（垂直避難）は適当ではありません。表 17 の区域では、屋内安全確保の場合に被災する危険性があるため、屋内安全確保ではなく、早めに立ち退き避難を行う必要があります。

表 17 屋内安全確保が望ましくない区域

対象とする災害	屋内安全確保が望ましくない区域
洪水	・ 自施設の上階が浸水した場合に想定される水深より低い場合 ・ 家屋倒壊等危険区域内に位置する場合
津波	・ 自施設の上階が津波があった場合に想定される水深より低い場合 ・ 家屋倒壊等危険区域内に位置する場合
土砂災害	・ 土砂災害警戒区域内に位置する場合 （但し、時間的に余裕のない場合等は屋内安全確保もやむを得ない） ・ 土砂災害特別警戒区域内に位置する場合

○屋内安全確保が不適切な施設【水害（洪水・内水・高潮・津波）の場合】

水害や土砂災害が発生するおそれがあり、緊急的な避難が必要な場合、建物の安全性を確保することが非常に難しい区域がありますので、注意する必要があります。

<家屋倒壊等氾濫想定区域内の施設>

洪水の場合では、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防の決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）が指定、公表されています。同区域では、建物自体の安全性が確保できないため、屋内安全確保（垂直避難）は適切ではありません。

<津波浸水想定内の施設>

津波があった場合に浸水が想定される区域の場合、浸水によって家屋等が倒壊・流出するおそれがあります。津波の作用に対して安全な構造でない施設の場合は屋内安全確保（垂直避難）は適切でないといえます。

<浸水継続時間が長期に及ぶ区域内の施設>

浸水継続時間が長い区域〔洪水、内水、高潮、津波〕がハザードマップに掲載されている区域も屋内安全確保（垂直避難）は適切でないといえます。

例えば、浸水継続時間が 72 時間（3 日）以上になる場合、食料等の備蓄がつき、電力等ライフラインの供給が停止することで、避難生活を継続することが困難になることが考えられます。

○屋内安全確保が可能な施設の確認方法

自施設の立地条件、施設の構造及び階数から、屋内安全確保が可能な施設かどうかを確認します。確認方法は以下のとおりです。

- ① 洪水ハザードマップ等を参照して、施設が立地する地点の想定浸水深を確認します。
- ② 施設の構造及び階層を確認します。

○想定浸水深：0.5m未満	⇒	1 階以上を避難場所とする
○想定浸水深：0.5m以上 3 m未満	⇒	2 階以上を避難場所とする
○想定浸水深：3 m以上 5 m未満	⇒	3 階以上を避難場所とする

なお、津波災害警戒区域では、津波の浸水深に津波が建物等にぶつかった際のせき上げ高を足した基準水位が設定されています。屋内安全確保を検討する場合は、避難に供する部分の床の高さが基準水位以上であることを確認しましょう。

○その他、屋内安全確保に当たって確認する事項

- ① 要配慮者の生活に必要な有効スペースの確認

2 階等の避難場所の安全性が確認できた場合は、次に要配慮者の生活に必要な有効スペースを確認します。当該施設の利用者やスタッフが避難において必要とする面積、利用者の状態（立位、座位、臥位等）や介助スペース等を踏まえ、施設別に設定します。

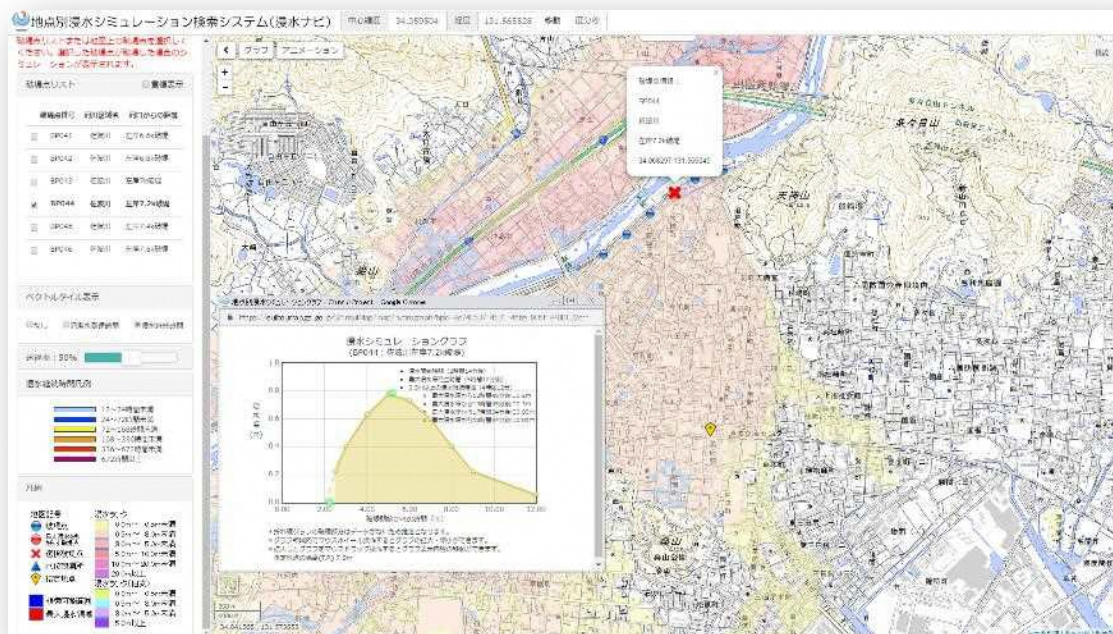
なお、内閣府（防災担当）「福祉避難所の確保・運営 ガイドライン」（平成 28 年 4 月）では、「目標値も実際の面積も地方公共団体により様々であるが、概ね 2 ～ 4 m²/人が多い。」としています。

- ② 必要な資器材の確認

避難する時間、避難者数を想定し、それに対応できる食料、衛生器具、医薬品、情報機器、照明、バッテリー等、避難生活に必要な資器材があることを確認して下さい。

【参考5】国土交通省「地点別浸水シミュレーション検索システム」（浸水ナビ）

浸水ナビは、洪水の浸水深を知ることができ、屋内安全確保（垂直避難）の可能性の検討に役立ちます。また、浸水到達時間や継続時間を知ることができるので、立ち退き避難（水平避難）の検討に役立ちます。



<https://suiboumap.gsi.go.jp/>

図 13 地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）の活用

○屋内安全確保が不適切な施設【土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）の場合】

土砂災害の場合は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域から区域外に設けられた避難場所に早めに移動することが重要です。しかし、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域内に位置している場合や時間的余裕がない場合は近隣のマンション等の堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の高層階への移動することや、既に屋外に移動することが危険な場合にはがけ等と反対側の２階以上の部屋等に移転することも有効な場合があります。なお、避難の時期や方法、避難経路の設定等については、防災士や各都道府県の砂防ボランティア協会等の専門家から助言を得ることが有効です。

＜土砂災害警戒区域＞

土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、警戒避難体制を特に整備すべき区域です。玄関やガラス窓等の出入口が斜面や溪流に面している施設では、強度の弱い開口部からは、土砂が流入してくるおそれがあり、生命又は身体に危害が生ずるおそれがあります。そのため、早めに土砂災害警戒区域の外へ避難する必要がありますが、上述のように状況に応じた最善の対応を取ることも考えておきましょう。

＜土砂災害特別警戒区域＞

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域です。

そのため、人命を守るためには、早めに立ち退き避難を行うことが重要です。

4) 立ち退き避難や屋内安全確保が困難な場合

○水害（洪水・内水・高潮・津波）の場合

避難場所の候補の検討によって、身近に安全な避難場所を確保することができない場合は、新たな施設整備等を検討します。

【事例 1：住吉小学校（静岡県吉田町）】

住吉小学校（静岡県吉田町）は、3階屋上から4階屋上に上がるための避難階段と屋上フェンスを新たに設置しました。



図 14 避難階段および屋上フェンスの設置事例

（出典）地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン（H26.2）中部地方整備局

【事例 2：学校法人常盤学園 新屋幼稚園（静岡県焼津市）】

学校法人常盤学園 新屋幼稚園（静岡県焼津市）屋上に避難場所を増築しました。



図 15 屋上への避難場所を増築した事例

○土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）の場合

土砂災害により作用する衝撃等に対して安全性を向上させるような施設整備を検討します。

建築確認による事例



図 16 建築確認による事例

（出典）国土交通省資料

1. 6 避難の確保を図るための施設の整備（様式5）

様式5では、必要な避難確保資器材を記載してください。

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等には、テレビや携帯電話等の情報収集・伝達資器材、また、名簿や案内旗等の避難誘導資器材があります。これらの他に、施設内の一時避難に備えて、水や食料等の備蓄、衛生器具、医薬品等を備えておくことが有効です。これらの資器材は、利用者の特性等を踏まえ、施設の避難に必要なものを記載して下さい。

より一層の安全な避難の確保という観点からは、浸水を防ぐための対策、土砂災害に対する避難を確保するための対策も考えられます。

浸水を防ぐための対策には、土のうや止水板といった浸水防止用設備の整備が考えられます。

土砂災害に対する避難を確保するための対策には、壁の補強や非常用サイレン（屋外設置）といったことが考えられます。

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇
浸水を防ぐための対策	
土のう、止水板、〇〇〇〇	
土砂災害に対する避難を確保するための対策※	
自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇	

※事前の対策

図17 避難確保資器材一覧（例）

1. 7 防災教育及び訓練の取組（様式7）

様式7では、防災教育及び訓練の年間計画を立案し、実施予定月日及び実施内容等について記載してください。

（1）防災教育及び訓練

水害や土砂災害の基礎知識、平常時の防災、緊急避難時の役割・行動等について日頃から学習し、知識を身につけておくことが重要です。国や都道府県では水害や土砂災害に関する出前講座を行っているところもありますので、市町村等を通じ積極的に活用しましょう。

また、防災教育の実施にあたっては、地域の河川、砂防及び危機管理等の防災行政経験者（災害ボランティア等）や防災士等の有資格者の方々に関わってもらうことが重要です。

なお、定期的に水害や土砂災害を想定した避難訓練を実施し、情報伝達体制や避難誘導の確認を行うことが重要です。施設単独の避難訓練だけでなく、地域で開催される避難訓練にも積極的に参加し、地域と一体となった警戒体制を確認しましょう。

- 新規採用の職員を対象に研修を実施しましょう。
- 全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施しましょう。

1）防災教育

施設職員及び施設利用者に対してそれぞれ行います。

施設職員：避難確保計画の研修、過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承等

施設利用者：水害・土砂災害の危険性、避難場所の確認、緊急時の対応に関する保護者・家族等への説明等

2）訓練

訓練は次のような種類があります。施設の特性を勘案して必要と思われる訓練を実施しましょう。

- 情報伝達訓練
- 保護者・家族等への引き渡し訓練
- 施設職員の非常参集訓練
- 避難訓練

避難訓練は、①防災体制の確認：気象情報等の収集と施設内での情報共有、避難の判断、②施設内での避難誘導訓練、③施設外での避難誘導（移動）訓練、④資器材・備蓄品等の確保、移動の訓練等、段階的に行うことも考えられます。

なお、これらの訓練は、訓練として実施するだけでなく、日頃から、散歩のコースに避難経路を利用する、施設の外にでる、イベントの際に移動にかかる時間を計測する、福祉車両の使い方を周知するなど、工夫しながら楽しく実施することが重要です。

1. 8 対応別避難誘導一覧表（様式 11）

様式 11 では、利用者ごとに、対応内容、移動手段、担当者等を記載してください（既存の名簿等がある場合は、それを用いても良い）。

施設利用者の中には、単独で避難することが困難な方がいらっしゃいます。避難支援の必要な方の避難には、時間を要することが考えられます。

そのため、より実効性の高い計画を作成するために、施設利用者の状態に応じて利用者ごとの避難方法を事前に検討しておく必要があります。

- 利用者の状態を把握し、避難する際に準備が必要な装備（雨具、歩行補助器具等）を確認します。
- 施設から避難場所までの移動手段（徒歩、車いす、車等）を設定します。
 - 徒歩で避難することができる利用者は、杖や歩行器等の補助器具を確保します。
 - 徒歩で避難することが難しい場合は車いす、寝たきりの利用者を移動するためにはストレッチャー等の補助器具を確保します。
 - 車で移動する場合は、福祉車両及び一般車両等の車を確保します。
- 利用者の状態に応じて、担当者を設定します。

1. 9 施設周辺の避難地図の作成方法（別紙 1）

別紙 1 では、施設周辺の避難経路図を作成します。

（1）記載する情報

施設周辺の避難地図に記載する情報は下記のとおりです。これらの情報を地図上に記載して、避難地図を作成します。

- 施設の位置
- 避難場所
- 施設から避難場所までの避難経路
- 施設周辺のハザード情報
- 避難する際の移動手段（徒歩、自動車等） など

（2）避難地図作成の手順

- ① 洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ上で自施設の位置を確認し、自施設の場所が目立つようにマジック等で印をつけてください。
- ② マップ上で自施設周辺の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の危険な場所を確認してください（マップ上の凡例を参照してください）。
- ③ マップ上で避難場所を確認し、その場所がわかるようにマジック等で印をつけてください。避難場所の定め方は p25 の 2）避難場所の設定で解説しています。
- ④ マップ上の自施設から避難場所までの経路をマジック等でマップ上に書き込んでくださ

い。経路の考え方は p28 の 5) 避難経路の設定で解説しています。

(3) 作成の留意点

洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップなどの施設周辺の災害リスク情報が記載された地図を利用することが重要です。施設から避難場所までの区間で、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、道路の冠水箇所等を避けて、災害リスクの少ない避難経路を設定しましょう。

なお、施設周辺の災害リスク情報が記載された地図は、先に参考として記載した「重ねるハザードマップ」(p3【参考1】国土交通省ハザードマップポータルサイトを活用した災害リスクの把握を参照)を活用することもできます。

また、ハザードマップに標記のない地域の危険な場所(道幅が狭い、道路浸水箇所など)も地図に書き込むことが重要です。

複数の避難場所、避難経路を考えておきましょう。また、自施設から避難場所までの移動時間を推定して(計測して)記載してください。特に高齢者等、時間を要する方の移動には時間に余裕を持つことが重要です。

また、地域の自治会等で地区防災マップ等を作成している場合には、自治会等と連携もしくは情報提供を依頼して、地域の人々しか知らないような災害時に危険な場所等の情報を共有し、それらの情報を反映して避難地図を作成しておくことが重要です。

【参考6】国土交通省ハザードマップポータルサイトの活用例（洪水の場合）

各種ハザードマップは、市町村から住民等に配布、市町村ウェブサイトに掲載される他、国土交通省ハザードマップポータルサイトからも閲覧することが出来ます。

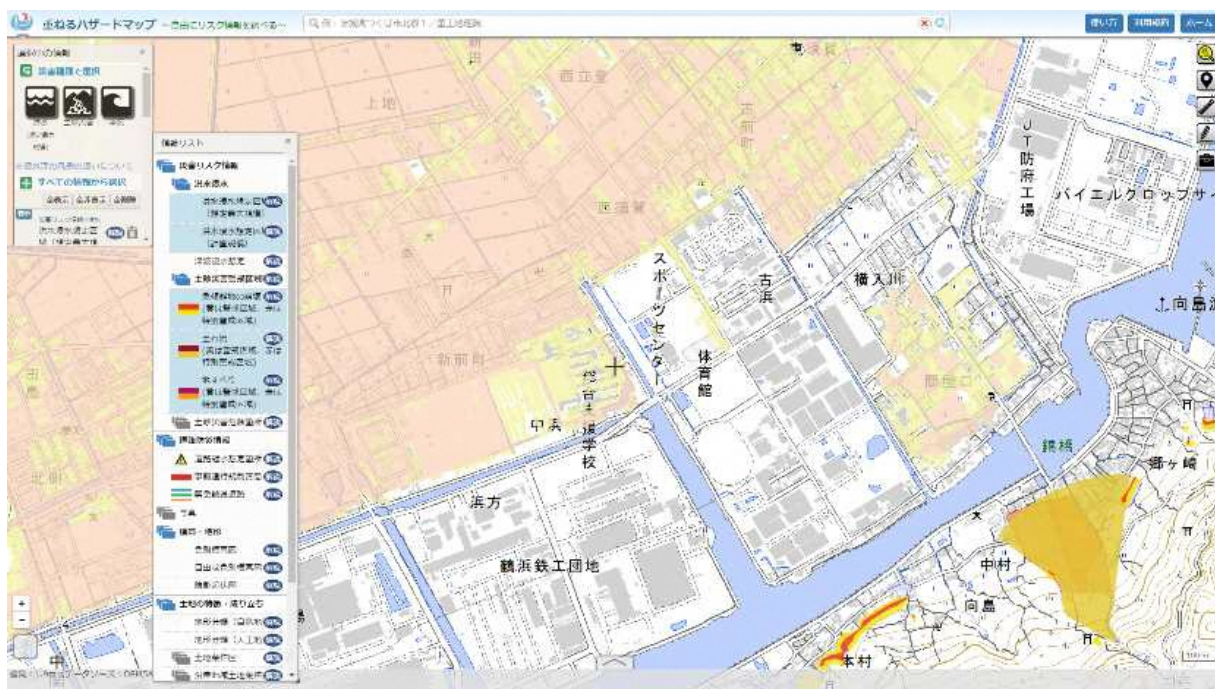


図 18 洪水浸水想定区域の表示例

<<https://disaportal.gsi.go.jp/>>

※画面左上【ボタン】>すべての情報から選択>情報リスト と進みます。リストにある洪水浸水、津波想定浸水、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、道路冠水想定箇所等の災害リスク情報を示すことができます。

作成した施設周辺の避難地図は、計画に添付するとともに、施設内に掲出しておくこと、施設職員に配布することが有効です。

【参考 7】国土交通省国土地理院「地理院地図」の活用例

道路や周辺の標高は国土交通省国土地理院「地理院地図」を使って確認することができます。

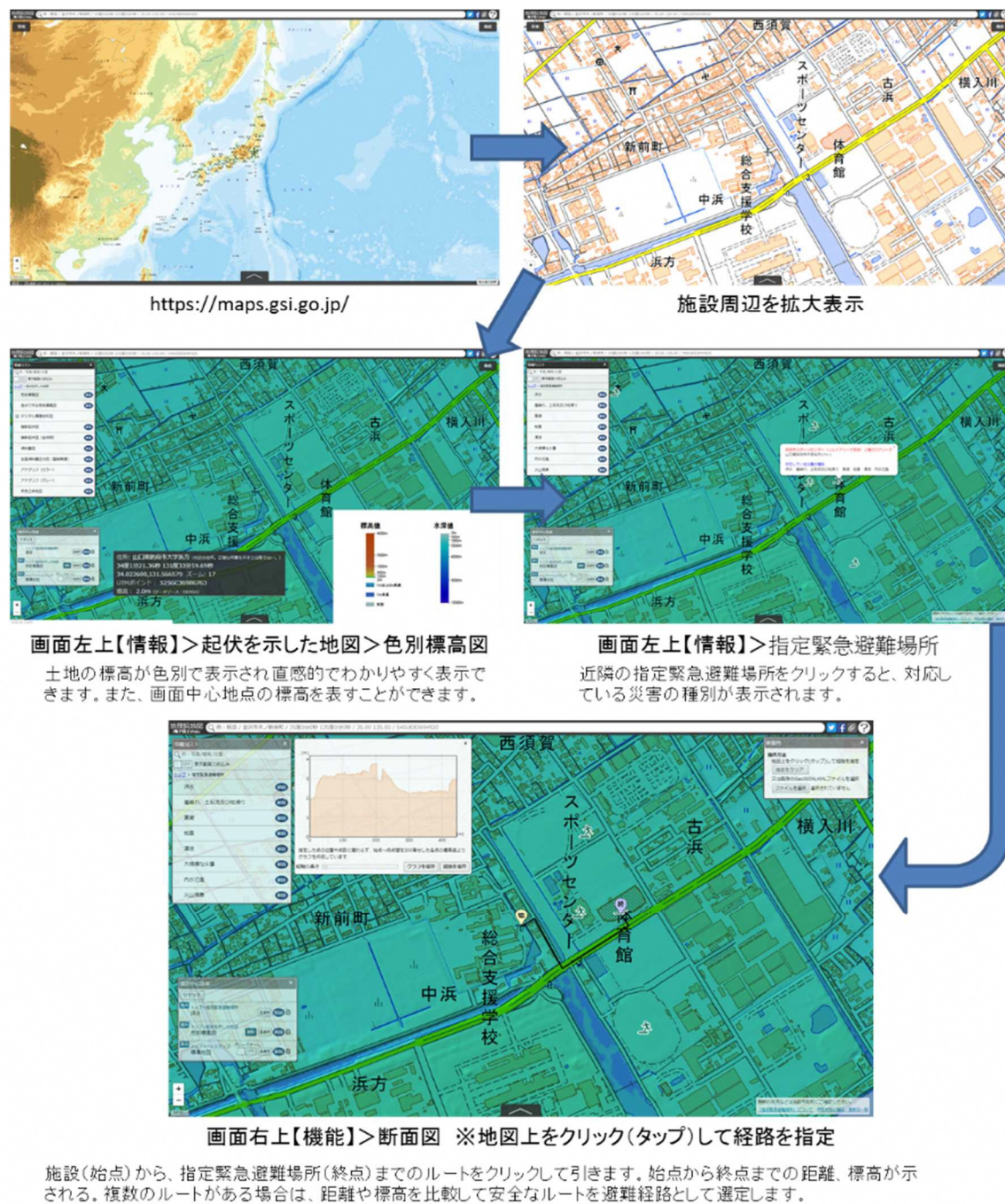


図 19 「地理院地図」の活用例

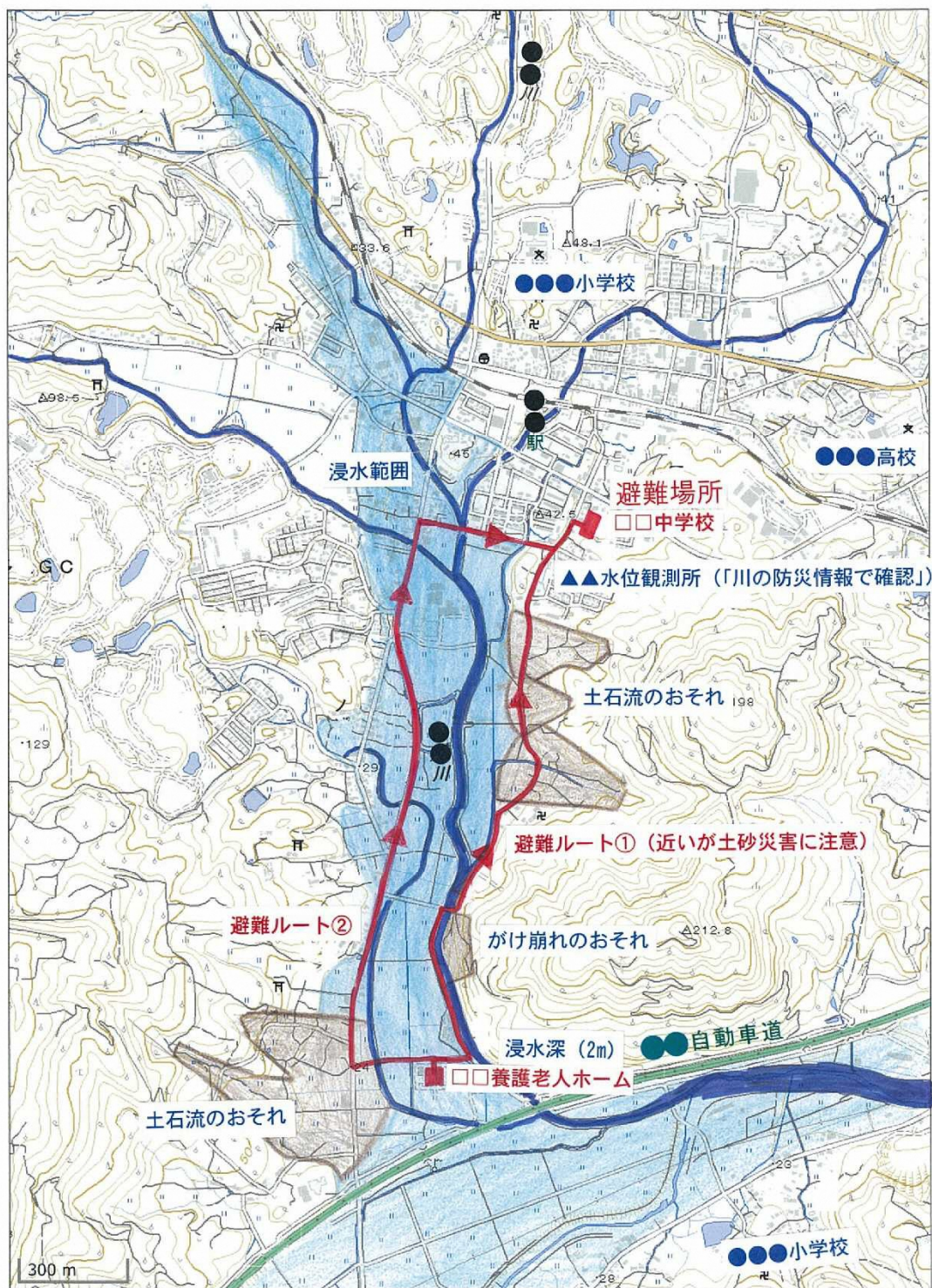


図 20 施設周辺の避難地図の検討例